

# 日常生活用具給付事業ガイド

## 日常生活用具給付事業とは

日常生活用具給付事業は、障がいのある方が日常生活において必要な様々な機器を給付する事業です。

日常生活用具給付事業をご利用いただく場合、必ず事前に加茂市健康福祉課障がい支援係にご申請いただき、給付決定後に業者（お店）から納品します。事後申請（既に購入してしまった後に申請）の場合には給付できませんのでご注意ください。

また、購入業者の指定はありませんが、購入機器の代金については自己負担額以外の公費負担額は市役所から商品納入後に業者に支払うこととなりますので、後払いが可能な業者でないと制度を利用できませんので、事前に業者にその旨をご確認ください。

### 目次

1. 日常生活用具給付事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ pg.2
2. 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ pg.3
3. 日常生活用具給付事業 Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ pg.4
4. 給付対象品目・対象者一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ pg.5 ~ pg.15

## 日常生活用具給付事業の概要

### 事業の対象者

日常生活用具の給付対象者はそれぞれの品目ごとに決まっています。但し、次の方は制度をご利用いただくことができません。

#### ○介護保険対象の方

介護保険制度は障がい者福祉制度に優先されます。介護保険に同じ物品の給付制度がある場合、日常生活用具給付事業はご利用いただけません。介護保険対象者で要介護状態区分が低く用具の給付対象とならない方についても、日常生活用具の給付対象となりません。

#### ○既に同じ物品の給付を受けている方

以前に同じ物品の給付を受けている方につきましては、同じ品目の再交付はできません。故障等についても自己負担で修理していただきます。但し、購入から長期間経過している場合・やむを得ない理由で修理することが不可能な場合には再交付の対象となる場合がありますので、健康福祉課障がい支援係までご相談ください。

#### ○対象者の所得税年額の合計が 396 万円を超える方

18 歳以上の方についてはご本人とその配偶者、18 歳未満の方は本人及びその保護者の方の所得税の合計が一定額以上の方は日常生活用具給付事業の対象外となります。

#### ○基準額以上の物品

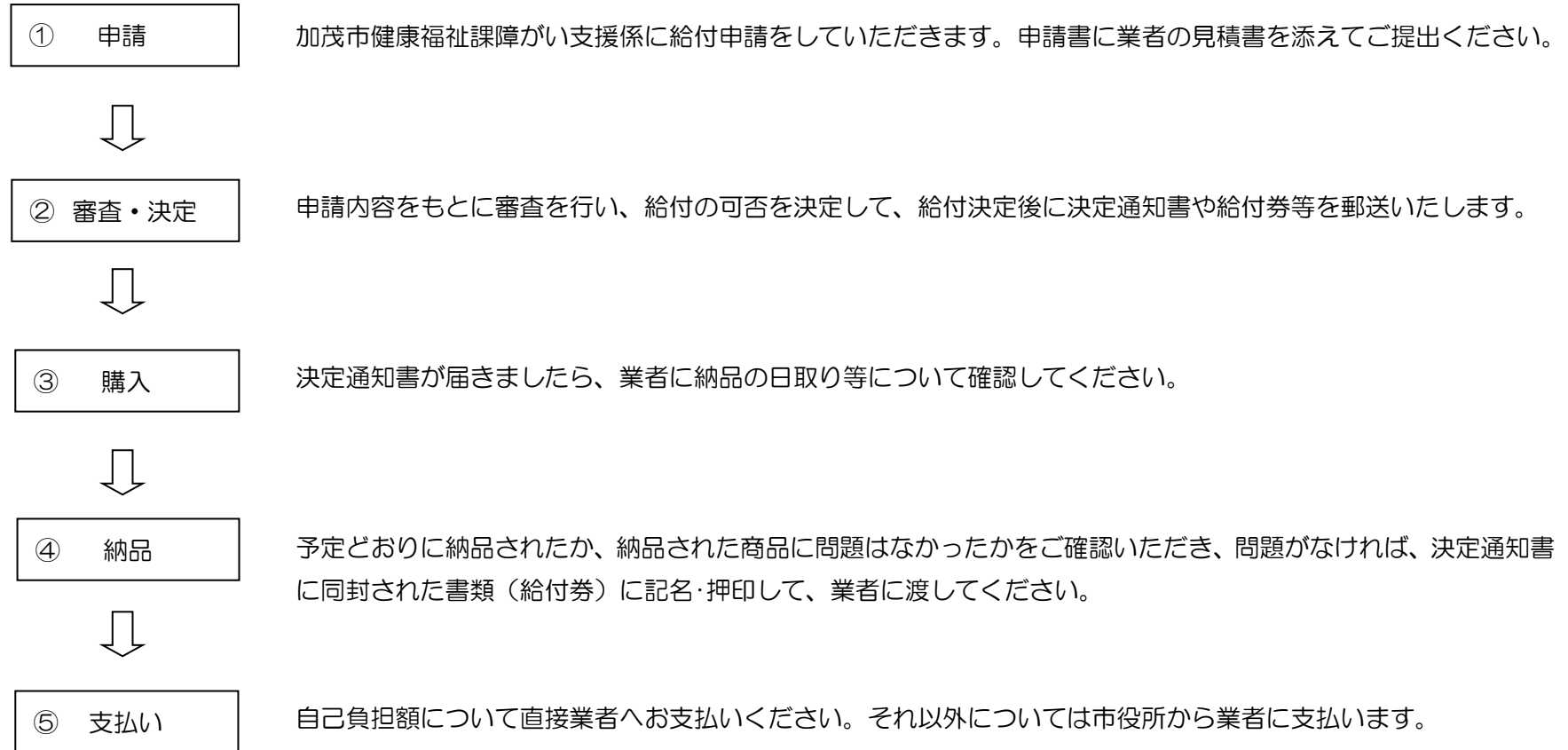
原則として基準額を超える価格の物品の支給はできません。（基準額以内の価格で購入可能な物品のみ給付対象とします。）

### 購入時の自己負担額

日常生活用具給付事業をご利用いただいた場合、給付を受けた物品の金額に応じて購入物品の価格の一部を自己負担していただきます。

自己負担の金額は 18 歳以上の方についてはご本人とその配偶者、18 歳未満の方は本人及びその保護者の方の収入の状況に応じて決定します。

## 手続きの流れ



## 日常生活用具給付事業 Q&A

Q：給付決定後に購入する物品の変更はできますか？

A：給付決定はご提出いただいた見積書の内容で行いますので、決定後の物品の変更はできません。但し、やむを得ない事情による物品の変更が必要な場合で納品が済んでいなければ業者と調整のうえ健康福祉課障がい支援係までご連絡ください。その後、決定通知書（ご本人及び業者分）を市に返還して申請を一旦取り下げてください。（取り下げ後に再度変更後の物品で申請してください。）なお、市が支払いを済ませた後の物品変更はできません。

Q：給付された物品が壊れた場合にはどうしたらよいですか？

A：日常生活用具は給付された段階で、申請者の持ち物となります。そのため、修理については購入したお店にご相談のうえ、ご自分でご対応ください。また、用具を廃棄する場合には加茂市の処分方法に従ってご自分で廃棄処理を行ってください。なお、再交付が必要な場合には健康福祉課障がい支援係へご相談ください。

Q：家族に複数の対象者がいますが、同じ物を人数分給付してもらえますか？

A：日常生活用具は原則1世帯に1つまでです。（個人でしか使用できない物などの一部物品についてはそれぞれの対象者に給付ができる場合がありますので、健康福祉課障がい支援係へご相談ください。）

Q：介護保険制度で給付対象外になった場合、日常生活用具も給付できないのですか？

A：介護保険制度に日常生活用具と同じ給付項目がある場合、日常生活用具給付制度をご利用いただくことはできません。要介護度の認定状況により、給付対象外となった方についても同様となります。但し、介護保険制度では要介護度が足りなくても物品の必要性が明確であれば、特例的に給付対象とする場合もありますので、詳しくは障がい支援係へご相談ください。

品目	対象者		基準額	備考
	障がい種別	給付条件		
盲人用テープレコーダー	視覚	視覚障がい2級以上	25,600円	
盲人用時計	視覚	視覚障がい2級以上	触読時計 10,300円 音声時計 15,500円	音声時計は、手先の触覚に障がいがある等のため触読時計の使用が困難なものを原則とする
盲人用タイムスイッチ	視覚	視覚障がい2級以上で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	3,750円	
盲人用カタリライター	視覚	視覚障がい2級以上	34,000円	
点字タイプライター	視覚	視覚障がい2級以上で本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれている者に限る	63,100円	
盲人用ICタグレコーダー	視覚	視覚障がい2級以上の者で学齢児以上の者	39,900円	
盲人用電卓	視覚	視覚障がい2級以上で就労している者、主婦又はこれに準ずる者を原則とする	53,600円	
電磁調理器	視覚	視覚障がい2級以上で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	45,400円	

品目	対象者		基準額	備考
	障がい種別	給付条件		
盲人用体温計 (音声式)	視覚	視覚障がい2級以上で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	10,100円	
盲人用秤	視覚	視覚障がい2級以上で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	3,750円	
盲人用体重計	視覚	視覚障がい2級以上で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	26,000円	
視覚障がい者用 拡大読書器	視覚	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	198,000円	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニタに写し出させるもの
歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚	視覚障がい2級以上	7,000円	施設等に設置されている送信機の案内を受信できるもの、または信号機に設置されている受信機に歩行延長信号を送信できるもの
品目	対象者		基準額	備考
	障がい種別	給付条件		
情報・通信支援用具	視覚・上肢	視覚障がいまたは上肢機	100,000円	スキャナー等の周辺機器や音

		能障がい2級以上で、パーソナルコンピュータの使用により社会参加が見込まれる障がい者（児）であって、周辺機器等を使用しなければパーソナルコンピュータの操作が困難な者		声ソフト等でその導入により障がい者のパーソナルコンピュータの操作を可能とし得るもの
聴覚障がい者用 屋内信号装置	聴覚	視覚障がい2級以上で聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる場合	87,400円	呼び鈴や電話の呼び出し音などを視覚や触覚による信号に変換するもの
聴覚障がい者用通信装置	聴覚	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいをもつる者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	14,800円	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの
品目	対象者		基準額	備考
	障がい種別	給付条件		
文字放送デコーダー	聴覚	聴覚障がい者のうち、必要とみとめられる者	80,000円	障がいのある方に向けた文字放送を受信し、テレビに表示す



				る機能があるもの（地上デジタル放送機器等は除く）
人工内耳用外部装置 （スピードプロセッサ）	聴覚	人工内耳を装用する聴覚障がい者（児）	200,000 円	人工内耳用外部装置（スピードプロセッサ）で使用者が容易に使用し得るもので、2代目以降の購入（買替）に係るもの。
人工内耳用電池	聴覚	人工内耳を装用する聴覚障がい者（児）	月額 2,500 円 充電式電池及び充電器 30,000 円 （年上限額）	人工内耳に使用する電池及び充電式電池・充電器※ただしボタン電池と充電電池との併給は不可
浴槽	下肢・体幹	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上	60,800 円	
湯沸器	下肢・体幹	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上	56,500 円	
品目	対象者		基準額	備考
	障がい種別	給付条件		
便器	下肢・体幹	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上	便器 4,450 円 手すり	

			5,400 円	
特殊便器	上肢	上肢障がい 2 級以上	244,700 円	足踏ペダルにて温水温風を出しえるもの (特例：障がいにより排便の後始末が出来ない者)
特殊マット	下肢・体幹	下肢又は体幹機能障がい 1 級で常時介護を要する者に限る	19,600 円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊寝台	下肢・体幹	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上	159,200 円	マットレスは含まない
特殊尿器	下肢・体幹	下肢又は体幹機能障がい 1 級で常時介護を要する者に限る	72,100 円	尿が自動的に吸引されるもの
入浴担架	下肢・体幹	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る	82,400 円	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
品目	対象者		基準額	備考
	障がい種別	給付条件		
体位変換器	下肢・体幹	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で下着交換に当たって、家族等他人の介助	15,000 円	

		を要する者に限る		
人工喉頭 (笛式)	音声・言語	音声・言語機能障がいであ って、本装置により意思疎 通が可能となる者	5,000 円 (気管カニュー レ付きの場合 +3,100 円)	呼気によりゴム等の膜を振動 させ、ビニール等の管を通じて 音源を口腔内に導き構音化す るもの
人工喉頭 (電動式)			70,100 円	顎下部等にあてた電動板を駆 動させ、経皮的に音源を口腔内 に導き構音化するもの
携帯用会話補助装置	音声・言語・ 肢体	音声言語機能障がい者又 は肢体不自由者であって、 発声・発語に著しい障がい を有する者	98,800 円	口話・筆談・手話等によるコミ ュニケーションが困難である 者
入浴補助用具	下肢・体幹	下肢又は体幹機能障がい 者であって、入浴に介助が 必要とする者	90,000 円	シャワーチェアや手すりなど、 入浴時の移動や座位保持、浴槽 へ入る補助をすることが出来 るもの
品目	対象者		基準額	備考
	障がい種別	給付条件		
移動用リフト	下肢・体幹	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で移乗または立 ち上がりが出来ない者	159,000 円	吊り下げ方式等(天井走行型等 の住宅改造を伴うものを除く) により利用者の移動を補助す

				るもの
走行支援用具	平衡・下肢・ 体幹	平衡機能障がい又は下肢 もしくは体幹機能障がい を有し、家庭内での移動等 において介助を必要とす る者	60,000 円	手すりや知-7°等、転倒防止や 立ち上りもしくは車いすへの 移乗補助、段差解消などの機能 をもつもの
透析液加温機	腎臓	腎臓機能障がい3級以上 で自己連続携行式腹膜灌 流法（CAPD）による透析 療法を行う者	51,500 円	
酸素ボンベ運搬車	——	医療保険における在宅酸 素療法を行う者	25,800 円	
ネブライザー	呼吸器	呼吸器機能障がい3級以 上又は同程度の身体障が い者であって必要とみと められるもの	40,000 円	
緊急通報装置	——	一人暮らしの重度身体障 がい者等	66,000 円	
品目	対象者		基準額	備考
	障がい種別	給付条件		
火災報知機	——	障がい等級2級以上(火災 発生の感知及び避難が著 しく困難な障がい者のみ	15,000 円 (上限)	加茂市障がい者・高齢者住宅用 火災警報器給付事業(非課税世 帯の場合)

		の世帯及びこれに準ずる世帯		
自動消火器	——		30,900 円	障がいの種別によらず、火災発生の感知・避難が著しく困難な場合。
電気式たん吸引機	呼吸器	呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の身体障がい者であって必要と認められるもの	67,000 円	
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器	呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の身体障がいを有し、必要と認められる者であって医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器を常時必要とするもの	40,000 円	動脈血中の酸素飽和度を測定できるものであって、障がい児・者が容易に使用し得るもの
		人口呼吸器の装着が必要な難病患者	157,500 円	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの
品目	対象者		基準額	備考
	障がい種別	給付条件		
点字ディスプレイ	視覚・聴覚	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者（原	440,000 円	

			則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級の身体障がい者であって必要と認められる者		
頭部保護帽	平衡・下肢・体幹		障がいにより転倒の恐れがある者	37,852 円	
	知的・精神		てんかんの発作等により頻繁に転倒する恐れがある者		
T字杖・棒状の杖 (多点杖、ワイドストラップクラッチ等のT字杖及び棒状以外の杖は除く)		平衡・下肢・体幹	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいをもつもの	A2,266 円(夜光材付 422 円加算、白色又は黄色ラッカー使用 267 円加算)  B3,090 円(夜光材付 422 円加算、白色又は黄色ラッカー使用 267 円加算)	十分な強度を有するもの  A 主材-木材  B 主材-軽金属
品目		対象者		基準額	備考
		障がい種別	給付条件		
ストマ 装具	畜便袋	直腸・小腸	ストマを増設している者	17,716 円 (35,432 円)	2 月毎で 4 ヶ月分をまとめて申請可能 ( ) 内は 4 ヶ月分

	畜尿袋	膀胱・小腸		23,278 円 (46,556 円)	2 月毎で 4 ヶ月分をまとめて申請可能 ( ) 内は 4 ヶ月分
紙オムツ	身体	脳原性運動機能障がいにより、排泄の意思表示や処理ができない者		ストマ装具基準額に準ずる	2 月分までを 1 回とし、最大 2 回分 (4 ヶ月分) をまとめて申請可能 必要と認められる枚数までを給付対象とする
	直腸・膀胱	排泄の意思表示や処理ができない者 (排便機能障がい等)			
住宅改修費	下肢・体幹	下肢、体幹又は乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障がい (移動機能障がいに限る) を有する身体障がい者であって障がい程度 3 級以上の者 (但し、特殊便器を設置する場合は上肢障がい 2 級以上の者)		200,000 円 以内 (原則 1 回)	以下の用具購入費及び工事費とする 1 手すりの取り付け 2 床段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等の為の床材変更 4 引き戸等への扉の取替 5 洋式便器等への便器の取替 6 その他各号の住宅改修費に付帯して必要となる住宅改修

※介護保険対象者への給付につきましては原則、介護保険の福祉用具をご利用いただくこととなります。

★介護保険対象の方は長寿あんしん課にご相談ください。